

磐田市国民健康保険税条例の改正（軽減判定基準額の見直し）について

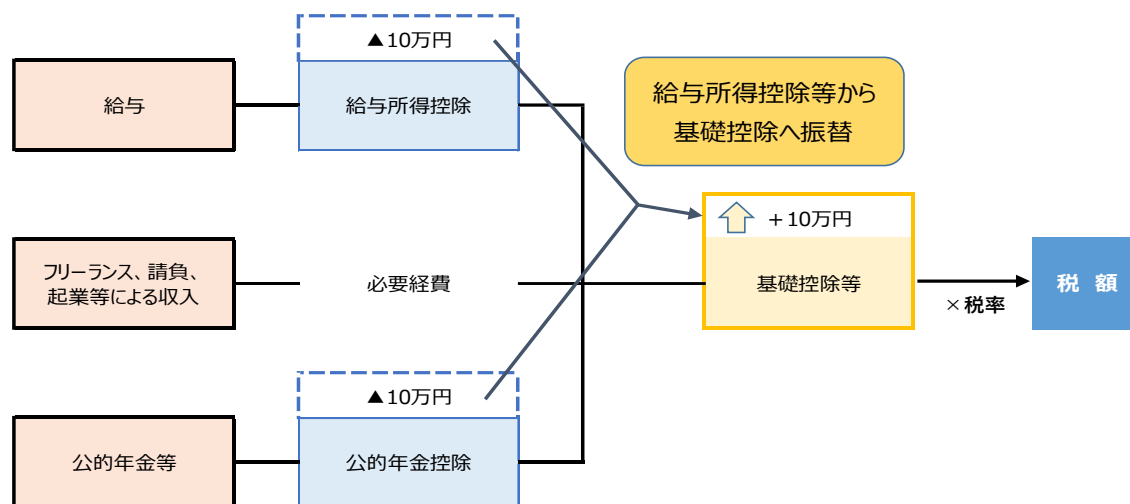
1. 改正の趣旨

地方税法施行令の改正により、国民健康保険税における軽減判定所得の算定における基礎控除額相当分の基準額が引き上げられたことに伴い、磐田市国民健康保険税条例を改正するもの。

◇ H30 税制改正内容

個人所得課税の見直しにおいて、給与所得控除及び公的年金控除から基礎控除へ 10 万円の振替等を令和 3 年 1 月 1 日より施行

⇒ 働き方の多様化を踏まえ、働き方改革を後押しする等の観点から、特定の収入にのみ適用される給与所得控除及び公的年金等控除の控除額は一律 10 万円引き下げられ、どのような所得にでも適用される基礎控除の控除額が 10 万円引き上げられる。



* 給与所得と年金所得の双方を有する場合は、片方に係る控除のみが減額される。

2. 改正の要旨

条例第 28 条の軽減判定所得の算定における基礎課税相当分の基準額を 33 万円から 43 万円とし、一定の給与所得者と公的年金所得者が 2 人以上いる世帯の軽減判定所得算定に関する規定を追加する。

◇ 保険税軽減判定基準額に係る見直し

- ・国民健康保険においては、低所得世帯に対する国民健康保険税の負担を軽減するため、世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者の総所得金額等が一定以下の場合に、保険税のうち応益割（均等割額及び平等割額）に係る部分について、その額の 7 割、5 割又は 2 割を軽減する措置を講じている。

- ・一定の給与所得者等が 2 人以上いる世帯については、平成 30 年度税制改正後、当人の担税力に変化がない場合でも、保険税軽減措置に該当しにくくなることから、その影響を遮断するため、軽減判定基準において、軽減判定所得の算定時における基礎控除相当分の基準額を 43 万円（現行：33 万円）に引き上げる

とともに、被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加える。

軽減判定所得

	改正前	改正後
7割軽減基準額	基礎控除額 33万円	基礎控除額 43万円 +10万円×(給与所得者等の数-1)
5割軽減基準額	基礎控除額 33万円 +28.5万円×被保険者数	基礎控除額 43万円 +28.5万円×被保険者数 +10万円×(給与所得者等の数-1)
2割軽減基準額	基礎控除額 33万円 +52万円×被保険者数	基礎控除額 43万円 +52万円×被保険者数 +10万円×(給与所得者等の数-1)

3. 影響等

フリーランス(自営業・農業等)は、軽減判定においても影響を受ける。(軽減対象が増える。)

⇒ 正確な数は把握できないが、「給与所得+公的年金所得」が10万円以下で、給与所得・公的年金所得以外の所得がある世帯がおよそ2,700世帯(未申告者がいる世帯を除く)あり、うち150~200世帯程度が軽減判定基準の見直しにより軽減に該当する(軽減区分が上がる)と見込む。

軽減なし ⇒ 2割軽減：約50世帯

2割軽減 ⇒ 5割軽減：約70世帯

5割軽減 ⇒ 7割軽減：約80世帯

軽減額は、介護分を含め最大で4,000千円ほど増加すると見込む。

⇒ 例年の軽減拡充と同程度の影響額

4. 施行期日

令和3年4月1日(令和3年度分以後の国民健康保険税について適用)